

仕様書

物件 番号	設置場所 ※1	台 数	貸付範囲 ※2	自販機 機種	年間販売実績 (令和6年4月 ～令和7年3月)	販売手数料 最低割合 (1月あたり) ※4
1	東松山市上下水道 庁舎1階(屋内)	1	横1.5m× 奥行0.9m	缶・ペット ※3	5,315本	20%

- ※1 設置場所は貸付箇所位置図(別紙2)のとおり。
- ※2 貸付範囲は、自動販売機を設置する面積を示しており、回収ボックスの設置に要する面積は含まれていません。回収ボックスの設置場所は、原則として自動販売機付近となりますが、詳細は設置事業者となった者と東松山市上下水道事業が協議して決定します。貸付面積には、放熱余地・転倒防止金具設置部を含みます。
- ※3 缶及びペットボトルの飲料が1台で販売可能な機種とします。
- ※4 販売手数料は販売金額に掛ける割合です。販売金額に販売手数料を掛けた額に電気代を加算した額をお支払いいただきます。
- ※5 設置箇所への電源工事を要する場合は設置者の負担とします。

設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ① 大きさ 貸付面積の範囲内で高さはおよそ1900mm以内とする。
- ② デザイン（外観色を含む。）周辺環境に配慮したものとする。

(2) 自販機の設置及び管理運営

- ① 自販機の設置はすべて設置事業者の責任で行うこと。なお費用は全て設置事業者の負担とする。
- ② 設置事業者は当該自販機及び付帯設備等に係る全ての維持管理をその責任で行うこと。
- ③ 設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ④ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- ⑤ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応するとともに、自販機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 自販機の故障時には即時に対応すること。なお、東松山市上下水道事業の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者が補償すること。
- ⑦ 自販機に係る事故は、東松山市上下水道事業の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。

また設置事業者は、東松山市上下水道事業の責に帰することが明らかな場合を除き、機器に係る盗難・破損等に関して、一切の責任を負い、速やかに復旧すること。

(3) 災害対策

- ① 東松山市災害対策本部設置時（以下「災害時」とする。）において、機内在庫品（以下「飲料水等」という。）を、市の求めに応じて無償提供すること。
- ② 災害時に市職員が操作して、飲料水等を無償で提供できるよう切りかえることが可能な機種であること。
- ③ 設置事業者に決定した者は、市との間で、災害時における飲料水等の提供協力に関する協定を別途締結すること（未締結の場合）。

※協定を未締結の法人は、申請にあたり協定の締結について市危機管理防災課と事前に協議すること。

(4) 環境対策及び安全対策

- ① 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
- ② 転倒防止 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」

(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

- ③ 食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

(5) 使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスの設置 原則として自販機1台につき、1個以上設置するものとする。
回収ボックスの設置場所は、原則として自販機付近となるが、詳細は設置事業者と東松山市上下水道事業が協議して決定する。
- ② 回収ボックスの規格
- ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。
- イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。
- ③ 使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 販売商品の種類等

種類 清涼飲料水等とする。(酒類を除く。)

(7) 使用可能貨幣(少なくとも次の貨幣に対応していること)

- ・紙幣1,000円
- ・硬貨500円、100円、50円、10円

※新しいデザインの紙幣及び硬貨が出た場合は、そちらも使用可能とすること。